

令和2年度における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を次のとおり定める。

令和2年4月20日

小田原市長 加藤 憲一

令和2年度における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

1 目的

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき、本市における障害者就労施設等からの物品及び役務の調達を推進し、その需要の増進等を図り、もって障害者就労施設等で就労する障害者の自立を促進するため、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を策定する。

2 用語の定義

調達方針に使用する用語は、法における用語の例による。

3 調達方針の適用範囲

調達方針を適用する範囲は、本市の全組織とする。

4 令和2年度の調達の目標等

- (1) 令和2年度における本市の調達の目標は、250万円とする。
- (2) 令和2年度において本市が調達を推進する障害者就労施設等が供給する物品等は、啓発用物品、印刷物及び環境美化等に関する軽作業とする。
- (3) (2)に定める物品等以外の障害者就労施設等からの調達が可能な物品等にあっても、積極的に調達に努めるものとする。

5 障害者就労施設等に対する情報提供

- (1) 調達する物品等及びその調達の目標については、市ホームページ等により障害者就労施設等に情報提供するものとする。
- (2) 市は、障害者就労施設等との間での情報共有のための場の設定に努めるものとする。

6 調達の実施

- (1) 市は、障害者就労施設等が供給可能な物品等についての情報を収集し、障害者就労施設等からの優先的な調達を推進するとともに、市が調達を希望する物品等についての情報を障害者就労施設等に提供することにより、両者間の契約がより円滑に行われるよう、努めるものとする。
- (2) 市は、(1)の規定によるもののほか、障害者就労施設等に対し、市庁舎やイベント等における自主製品の販売の場の提供など、障害者就労施設等の利用者の工賃向上のため、支援を行うもの

とする。

- (3) 市は、障害者就労施設等からの調達が可能なお品物や役務については、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約により障害者就労施設等からの調達を推進するものとする。また小田原市契約規則（昭和39年規則第22号。以下「規則」という。）第22条の2に規定する手続きによりがたい場合にも、令第167条の2第1項第1号に基づき、規則第22条各号に定める金額の範囲内で行う随意契約においては、予算の適正な執行並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、障害者就労施設等からの調達を優先的に行うよう努めるものとする。
- (4) 市は、障害者就労施設等からの調達に当たっては、可能な限り計画的に執行するものとし、障害者就労施設等からの調達に配慮した納期の設定に努めるものとする。

7 調達実績の公表

市は、法第9条第5項の規定に基づき、会計年度の終了後、遅滞なく、障害者就労施設等からの物品等の調達の実績の概要を取りまとめ、市ホームページ等により公表するものとする。

8 共同受注窓口

- (1) 市は、障害者就労施設等に対し、神奈川共同受注窓口への登録の勧奨のほか、必要な情報提供を行い、安定した受注につながるよう支援するものとする。
- (2) 市は、(1)に定めるもののほか、単独での受注能力に懸念を持っている障害者就労施設等からの相談に応じるほか、他の障害者就労施設等との共同受注の仲介など、支援を行うものとする。

9 その他障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための支援

市は、外郭団体等の財政援助団体、地縁団体、民間企業等に対し、障害者就労施設等からの物品等の調達に当たり、必要な情報の提供に努めるとともに、障害者就労施設等からの物品等の調達について、協力を要請するものとする。

10 公契約における障害者の就業を促進するための措置

市は、公契約に係る競争に参加する者に必要な資格を定めるに当たり、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項の規定に反していないこと、または、障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等、障害者の就業を促進するために必要な措置について検討を行うものとする。

11 調達方針の担当所管

本調達方針の担当所管は、福祉健康部障がい福祉課とする。ただし、「10 公契約における障害者の就業を促進するための措置」に係る担当所管は、総務部契約検査課とする。